

徳島子どもと教育

徳島県教職員の会
〒771-0017徳島市川内町鶴島115
黄金ビル 徳島労連事務所内
TEL 088-665-6644
FAX 088-665-2117
携帯 090-2891-5189
eメール dp12287892@pf.lolipop.jp
2018年1月15日 No.224

謹賀新年

先生も子どもたちも生き生きした学校に！

昨年は総選挙がありました。18歳選挙権となり、期日前投票をはじめ、以前に比べて投票しやすくなったにもかかわらず、投票率はずっと下がっています。特に若者の投票率が低く、徳島県は全国最下位だと報道されました。選挙制度の問題や、マスコミ報道に問題もありますが、国民（今の青年だけでなく他の大人も）を主権者として育てていない今までの教育のあり方そのものが問われるべきだと感じています。

総合的な学習の時間が導入されたとき、当時の教科審議官が、「総合的な学習を始めた今の子どもたちが大人になったとき、投票率がぐっと上がっていることがこの教科の最終的な目標です」と話したのを覚えています。「自ら課題を見つけ、意欲的に取り組み課題を解決する活動的な学習」として、位置づけられましたが、果たしてそうなったでしょうか。人も予算もつけず現場は多忙が進んだように思います。子どもたちが自ら学ぶ意欲を育てるのは、すべての教科に大切なことです。上から押しつけられた新しい教科をこなすだけに終わったのでは、子どもの育ちは成り立たないと思います。

その後も、学力向上対策、学力テスト、小学校英語導入、道徳教科化など、次々と大義名分を振りかざして、現場に押しつけてきています。子どもたちをどう育てるのかの議論を抜きにした「教育改革」はあり得ません。子どもたちが生き生きと過ごせる学校は、教員も生き生きしていなければなりません。教員の自主性を保障する「自由」が必要だと考えます。教員の「ゆとり」が求められているのではないのでしょうか。

昨年12月に文科省の諮問機関、中央教育審議会が、「学校における働き方改革」についての「中間のまとめ」を出しました。「中間のまとめ」は、教員の業務の整理・削減にテーマを絞りました。そのなかで、標準を大きく超えた授業時数が教員の負担増に直結していると、行政主導の研究授業、各学校で作られる詳細すぎる年間計画の見直しなども盛り込まれました。また、様々な業務・部活動を保護者や地域住民、非常勤指導員で担う方向を打ち出しました。

業務削減は多忙化解消にはなりますが、何が必要で何が不必要かを教育に携わるみんなが議論して慎重に判断すべきです。はっきりしていることは、業務削減だけでは解決しないことです。今の教職員数では、教員が本来の仕事をするのに足りません。小学校教員は一日平均4時間25分の授業をしています。文科省の言うとおりの「1時間の授業には1時間の準備が必要」とすれば、それだけで9時間近い労働時間になります。公立学校の教員に残業代が出ない現行制度の改正も必要です。

問題山積の教育現場ですが、教職員の会は、本年も、「子どもと教育くらしを守る」というスローガンのもと、様々な活動に取り組んでまいります。ご一緒がんばりましょう。
(代表世話人 岡田美和子)

退職後も教職員の会員で……

重要さ増す教職員の会の役割

学力テスト等にかかわって、教職員や子どもたちに対する画一化・管理統制が強められつつあり、教職員の多忙化が深刻さを増しています。また、安倍政権発足後、道徳教育・教科書検定の強化などで、戦前・戦中の教育内容に近づきつつあります。さらに、今年は9条改憲が発議され、国民投票が実施される可能性があります。

こうしたなか、教職員の会は、「教え子を戦場に送るな!」「憲法を守れ!」の立場で声をあげてきました。また、教職員の要求実現を、文科省・県教委などに求めてきました。今後、子どもを中心にすえた生き生きとした教育活動を進め、子どもと教育・くらしを守るうえで、教職員の会の役割がますます重要になってきています。

退職後も会員として会を支えてください

教職員の会の会則には、「徳島県内の教職員・教職員退職者で構成する」とあります。教職員の会は、組合と違い、退職者も現職教職員と同様に構成員としています。そのため、退職後も教職員の会にとどまり、教職員の会に積極的に参加したり、役員として中心的な役割を果たしたりしている人が多くいます。また、「活動にはあまり参加できないけど、財政面で支えるために会に残ります」という会員もいます。

近く退職を予定されているみなさん。ぜひ、今後も教職員の会を支え、大きく成長させるために会にとどまり、ご尽力くださいますようお願い致します。

「徳島市議によるビラ配布干渉事件」結審、判決は3月20日



裁判後の報告集会

機関紙やチラシでお知らせしていました「徳島市議によるビラ配布干渉事件」裁判の口頭弁論が、昨年12月26日、満席の傍聴者が見守るなか、徳島地裁の202号法廷で行われました。そのなかで、徳島市民連絡会の平岡代表は、事実に基づいた主張を堂々で行いました。

裁判はこの日で結審となり、3月20日13時10分、判決が言い渡されることになりました。傍聴をお願いします。